

資料7

意見公募形式（書面による開催）について

第25回板橋区福祉有償運送運営協議会にて、関東運輸局東京運輸支局輸送担当からご説明があったとおり、国土交通省 物流・自動車局長通知「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」において、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式（書面による開催）が原則となった。

※「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について〔別紙〕地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」2—(6)

委員の招集が困難である場合等にあっては、地域公共交通会議があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。なお、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とする。

しかしながら、当区に登録中の福祉有償運送実施団体は3団体のみであり、協議会が開催されない年もある。その上、書面による開催となると、各委員間の情報共有や顔合わせが疎かになってしまう恐れがある。また、実施団体の利用者や運転者の個人情報を含む書類を郵送にて繰り返しやり取りすることには、漏洩のリスクが伴う。さらに、書面による開催の場合、各委員に報償費を支出する根拠が乏しい。

以上のことから、当区としては、今後も対面による開催を原則とすることとしたい。

今後の予定

令和9年3月頃 委員委嘱、特定非営利活動法人ブリッジの更新登録

令和10年6月頃 一般社団法人Location of smileの更新登録

令和10年12月頃 社会福祉法人ハッピーネットの更新登録